

平成29年6月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成29年6月定例教育委員会付議議案 目次

| | | |
|--------|---|--------|
| 報告第6号 | 専決処分の承認を求めることについて (教職員(中学校)の内申について) | -----1 |
| 報告第7号 | 専決処分の承認を求めることについて (臼杵市幼保小連携推進協議会要綱の制定について) | -----2 |
| 第36号議案 | 臼杵市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について | -----5 |
| 第37号議案 | 臼杵市歴史資料等評価委員会委員の委嘱について | -----7 |

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

臼杵市幼保小連携推進協議会要綱について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

平成29年6月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

専決年月日 平成29年5月31日

専決処分内容 下記のとおり

記

臼杵市教育委員会告示第5号

臼杵市幼保小連携推進協議会要綱

(設置)

第1条 幼稚園、保育所及び小学校の情報交換や意見交流による連携を推進することにより、小学校入学時に自ら学び、自ら行動しようとする情緒豊かな臼杵っこの育成を図るため、臼杵市幼保小連携推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 幼児期基本方針の策定及び修正並びに進捗状況の確認に関すること。
- (2) 小学校入学時まで身に付けておきたい力とその育成に関すること。
- (3) 幼稚園、保育所及び小学校の教育内容に関すること。

- (4) 児童の適正な就学に関する支援に関すること。
- (5) 幼児教育についての啓発及び推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 臼杵市内各小学校の代表者
- (2) 臼杵市内各幼稚園の代表者
- (3) 臼杵市内各保育所の代表者
- (4) 臼杵市教育研究協議会幼小連携部会班長
- (5) 教育委員会の職員
- (6) 子ども子育て課の職員
- (7) 家庭教育担当社会教育指導員(協育コーディネーター)
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 前項の委員は、臼杵市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(代表者会)

第7条 第2条に規定する業務を遂行するため、協議会に、必要に応じて代表者会を置く。

2 代表者会の構成員は、第3条第1項各号に掲げる者のうちからそれぞれ2名以上を選出し、教育委員会が委嘱又は任命する。

3 代表者会の会長は、代表者会委員の互選によりこれを定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、教育委員会に置く。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

理 由

幼稚園、保育所及び小学校の情報交換や意見交流による連携を推進することにより、小学校入学時に自ら学び、自ら行動しようとする情緒豊かな臼杵っこの育成を図るため、臼杵市幼保小連携推進協議会を置くもの。

第36号議案

臼杵市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成29年6月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会告示第 号

臼杵市教科用図書選定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、小学校及び中学校の教科用図書の適正かつ公正な採択を行うため、臼杵市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 選定委員会は、教育委員会が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項について協議し、その結果を教育委員会に報告する。

（組織）

第3条 選定委員会は、委員5人で組織する。

2 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1） 教育長
- （2） 教育委員代表
- （3） 校長会代表
- （4） 臼杵市PTA連合会代表
- （5） 教育委員会事務局の管理職

- 3 前項の委員のほか、選定委員会に調査研究員を置くことができる。
- 4 調査研究員は、学校の校長及び教員のうちから、教育委員会が任命する。
- 5 調査研究員は、種目ごとに小学校及び中学校の教科用図書を調査研究し、選定委員会へ報告する。
- 6 小学校及び中学校の教科用図書の調査研究に当たっては、近隣市の教育委員会と協力して行うことができるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により委嘱又は任命された日から第2条に規定する所掌事項が終了した日までとする。

- 2 委員が欠けた場合は、速やかに補充するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 選定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、選定委員会の会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。

- 2 選定委員会の会議は、会長が議長となる。
- 3 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

理 由

小学校及び中学校の教科用図書の適正かつ公正な採択を行うため、臼杵市教科用図書選定委員会を設置する必要があるため。

第37号議案

臼杵市歴史資料等評価委員会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

平成29年6月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市歴史資料等評価委員会設置要綱（平成29年5月31日教育委員会告示第4号）第3条の規定に基づき、下記の者に臼杵市歴史資料等評価委員会委員を委嘱する。

記

| 氏名 | 性別 | 年齢 | 所属 | 専門分野 |
|--------------------|----|----|----|------------|
| こまつ たいしゅう 小松 大秀 | 男 | | | 日本工芸史（漆工） |
| ともなが なおこ 友永 尚子 | 女 | | | 日本工芸史（漆工） |
| きら くにみつ 吉良 國光 | 男 | | | 日本中世史・博物館学 |
| かとう やすひこ 加藤 康彦 | 男 | | | 日本美術史（近代） |

任期：平成29年7月1日～旧ヤマコ美術館歴史資料の審議終了まで

理由

旧ヤマコ美術館所蔵歴史資料取得に関して評価を行うため。